

三朝町行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

三朝町長

三朝条例第9号

三朝町行政組織条例の一部を改正する条例

三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 財政課 町民課</p> <p><u>健康福祉課</u> 農林課</p> <p><u>デジタル・人口戦略課</u> <u>まちづくり推進課</u> 観光交流課 建設水道課</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 町民課 ア～カ 略 キ <u>児童福祉（児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援に係るものを除く。）及び子育て支援に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 財政課 町民課 <u>福祉課</u></p> <p>農林課 <u>企画健康課</u></p> <p>観光交流課 建設水道課</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 町民課 ア～カ 略 キ 児童福祉及び子育て支援に関すること。</p> <p><u>(4) 福祉課</u> <u>ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関すること。</u></p>

(4) 健康福祉課

ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関する
こと。

イ 介護保険に関する
こと。

ウ 障がい者及び高齢者福祉に関する
こと。

エ 生活困窮者に関する
こと。

オ 児童福祉（児童及び妊産婦の福祉に関する
包括的な支援に係るものに限る。）に
関
すること。

カ 健康対策に関する
こと。

(5) 略

(6) デジタル・人口戦略課

ア 自治体DXの推進に関する
こと。

イ 移住・定住に関する
こと。

(7) まちづくり推進課

ア 町政の総合企画及び調整に関する
こと。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略に
関
すること。

ウ 国県等の事業調整（土木、河川及び森林
事業を除く。）に
関
すること。

エ 広報及び広聴に関する
こと。

オ 交通政策に関する
こと。

カ 統計に関する
こと。

キ 地域戦略に関する
こと。

ク まちづくり交流拠点に関する
こと。

(8) 観光交流課

ア～エ 略

オ 日本遺産の推進及び活用に関する
こ
と。

イ 介護保険に関する
こ
と。

ウ 障がい者及び高齢者福祉に関する
こ
と。

エ 生活困窮者に関する
こ
と。

(5) 略

(6) 企画健康課

ア 町政の総合企画及び調整に関する
こ
と。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略に
関
すること。

ウ 国県等の事業調整（土木、河川及び森
林事業を除く。）に
関
すること。

エ 広報及び広聴に関する
こ
と。

オ 自治体DXの推進に関する
こ
と。

カ 交通政策に関する
こ
と。

キ 統計に関する
こ
と。

ク 地域づくりに関する
こ
と。

ケ 移住・定住に関する
こ
と。

コ 健康対策に関する
こ
と。

(7) 観光交流課

ア～エ 略

オ 日本遺産の活用に関する
こ
と。

(9) 略

(8) 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。